

## ⑤ 固定資産税に係る各種届出を提出してください

問 税務課(内線 112)

### 固定資産現所有者申告書

固定資産(土地・家屋)の所有者が亡くなった場合、相続の手続き(名義変更の登記等)が完了するまでの間、現に所有している方(相続人等)の中から代表者を決めて、申告書を提出してください。

### 納税管理人申告書

納税管理人の設定および変更をする場合、または設定を解除する場合

### 家屋補充課税台帳登録名義人申告書(未登記家屋異動届)

登記されていない家屋を売買、贈与、相続した場合

### 家屋の滅失届 家屋を取り壊した場合

※各種届出用紙は、本所税務課や各支所地域課に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます(トップページ⇒「税関係申請書等」で検索)。

## ⑥ 不動産取得税の軽減措置には申請が必要です

問 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 Tel 029-221-4820



**不動産取得税** 不動産を取得したときにかかる県の税金です。不動産を取得した方は、取得した日から 60 日以内に「不動産取得申告(報告)書」を市税務課または、県税事務所に提出してください。ただし、不動産を取得した日から 60 日以内に不動産登記法に規定する登記(表示に関する登記または所有権の登記)を申請した場合は、申告書の提出は不要です。

**対象** ○土地：売買、贈与、交換など ○家屋：建築(新築、増築、改築)、売買、贈与、交換など

**納税額** 税額＝不動産の価格×税率(土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%)

※不動産の価格：市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格

**軽減措置** 住宅や住宅用土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば申請により軽減措置を受けることができます。詳細は右上の二次元コードでご確認ください。

## ⑦ 入札参加資格の追加受付を行います

問 財政課(内線 220)

市が発注する建設工事、建設コンサルタント等の業務委託および物品販売・役務の提供等の入札(見積り)に参加を希望する場合には、市の入札参加資格者名簿への登録が必要です。

なお、物品販売・役務の提供等に関しては市への申請となりますが、建設工事・建設コンサルタント等委託業務に関しては県入札参加資格共同受付への申請となります。

【建設工事・建設コンサルタント等委託業務】 県ホームページ⇒「建設業担当」で検索

**申請方法** 茨城県入札参加資格電子申請システムからお申し込みください。

**申請期間** 11月6日(月)～10日(金)

【物品販売・役務の提供等】 市ホームページ⇒「参加受付」で検索

**申請方法** 窓口へ持参または郵送(書留郵便)でお申し込みください。

**申請期間** 11月6日(月)～10日(金)

※期間を過ぎて送達された申請書は受理しません。郵送による提出は当日消印有効、信書便による提出は当日通信日付印有効です。

※申請の要項および申請書等は、市ホームページからダウンロードするか、窓口で配布しています。

※名簿登載有効期間は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までです。